

2018年12月市議会一般質問（案）

2018年12月05日現在

日本共産党のふくま健治です。質問通告に基づき4項目について質問します。

1、平和と安全について

(1) 憲法について

改憲に固執する安倍首相は、今国会の所信表明演説で、「国会の憲法審査会において、政党が具体的な改正案を示す」「議論を深め、私たち国会議員の責任を果たしていく」などと、国会に号令して、9条改憲をあり立てました。

また国会開会直前には、政治的中立が最も求められる自衛隊の幹部会合や観閲式に「最高指揮官」として出席して、「自衛隊員が誇りを持って任務を全うできる環境を整えるのは政治家の責任」「その責任をしっかりと果たしていく」などと、改憲に向けた決意表明まで行いました。

憲法9条に自衛隊を明記すれば、戦力不保持・交戦権否認の9条2項が空文化・死文化し、自衛隊の無制限の武力行使に道を開くこととなります。「戦争する国づくり」は許されません。

憲法99条は「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」としています。首相の改憲発言は、憲法99条の「憲法尊重擁護義務」に違反し、首相が国会に改憲論議を求めるのは、三権分立の原則にも反します。

そこで質問しますが、首相や国務大臣の憲法尊重擁護義務は憲法に明記されており、首相が率先して改憲の旗振りをするのは、明確な憲法違反だと考えますが、見解を求めます。

(2) 日米共同訓練について質問します。

平成30年11月19日、防衛省は、米軍再編に係る訓練移転（回転翼機及びティルト・ローター機等の沖縄県外への訓練移転）に関する訓練計画概要を発表しました。

日米共同訓練は、明日7日から19日まで、場所は日出生台演習場、十文字原演習場等となっています。

今回の訓練では、平成28年9月1日付けの日米合同委員会合意に基づき、現在普天間飛行場に所在するMV-22オスプレイ等の訓練移転を組み込んで実施するとしています。県内では初めて、国内での訓練移転は今回で6回目となります。

大分県と日出生台演習場に隣接する関係自治体は、日出生台演習場では、沖縄の負担軽減として沖縄県道104号線越え移転実弾砲撃訓練を既に受け入れており、これ以上の負担は受け入れられないという一貫した立場です。また新たな訓練場所となる十文字原演習場周辺の自治体においても、「訓練」反対の立場を明らかにしています。住民からは「新ガイドラインに基づく、軍事訓練の拡大は許されない」「オスプレイ飛行が恒常化するのではないか」「オスプレイの事故が心配」など、不安の声が上がっています。

オスプレイは製造段階から欠陥が指摘され、近年でも2016年12月には沖縄で、昨年8月にはオーストラリアで普天間基地所属のMV-22オスプレイが墜落、同じく大分空港に緊急着陸するなど事故が多発している航空機です。

今回の訓練で、オスプレイが普天間飛行場や岩国基地から、日出生台演習場等へ移動のため、大分市街地等の上空を飛行することになれば、住民の安全、安心にとって重大な問題です。

そこで質問しますが、郷土の平和と安全を守るためにも、日出生台演習場等でのオスプレイ等の訓練を組み入れた「日米共同訓練」の中止を関係機関に強く要求すべきです。見解を求めます。

2、農林水産行政

(1) 農業について、TPP11について質問します。

今年6月、安倍政権が、環太平洋連携協定（TPP）から離脱したアメリカを除く、11カ国による新協定（TPP11）の批准承認と関連法の成立を強行しました。

新協定も、農業や国民の暮らし、食の安全、地域経済に重大な影響を及ぼすもので、国のあり方そのものを変えます。異常に短い期間の国会審議で承認、成立させたのは断じて許せません。

国会決議で関税撤廃の交渉から除外することを求めた、米・麦などの重要5品目のうち無傷のものは一つもなく、批准は明白な国会決議違反です。

また乳製品等の低関税輸入枠も、牛肉・豚肉等の輸入急増への対策であるセーフガード発動の基準もTPPで合意されたままになっています。

TPP11は、アメリカを含む12カ国のTPPが、トランプ米政権の離脱で発効不能になる中、安倍政権が主導して、11カ国で復活させたものです。

もともとTPPは、各国の経済主権・食料主権を侵害し、国民の暮らしや権利を犠牲にして、多国籍企業の利益を最大化するものでした。

TPP11は、TPPのごく一部を「凍結」したとはいえ、農業をつぶし、暮らしや主権を脅かす危険な本質はいささかも変わりません。批准には断固反対です。

TPP11に参加しなかったアメリカとの日米間の「物品貿易協定（TAG）」の協議は、現在のWTO（世界貿易機関）のもとになったGATT（関税・貿易・一般協定）で、特定の国や地域に対し、物品やサービスの貿易を容易にす

るものと定めています（24条など）。安倍首相が合意した日米の交渉が、国際的にみてFTAの協議そのものであることはあまりにも明白です。日米交渉は直ちに中止すべきです。

また今臨時国会では、環太平洋連携協定（TPP）を上回るように酪農品などへの関税を下げ、日本農業に重大な打撃を与える日欧経済連携協定（EPA）の承認案と「戦略的パートナーシップ協定（SPA）の承認案が与党などの賛成多数で可決したことは、国民生活に更に深刻な影響を与えるものです。

日本の農林水産業を第1次産業にふさわしく位置づけ、農家の方々が望んできた価格保障・所得補償を進めて自給率を大幅に引き上げることこそ急務です。食料自給率が4割を切る国で輸出を進めて「稼ぐ農業」を推進するなど本末転倒です。

そこで質問しますが、米国を除く11カ国による環太平洋連携協定（TPP11）の発効中止を求めていくべきです。

（2）水産業について

政府は、「水産改革」法案（漁業法等改定案）を閣議決定し、国会に提出しました。漁業のあり方やルールを定めた漁業法を「70年ぶりに抜本的に改正」しようとするものです。

「改革」法案の主な内容は、漁獲量による資源管理の導入、船のトン数規制の撤廃、漁業権のルールの根本的な変更などです。

これは、漁民の共同を基本に営まれてきた沿岸漁業と水産資源管理などを、「漁業の成長産業化」の名で、企業利益優先のルールを持ち込もうとするものです。

「水産改革」により、中小漁業者を追い出し、漁協を弱体化させ、漁場利用の混乱、漁村の衰退を招くことが懸念されます。

このような「改革」案が、当事者である沿岸漁民や漁協に事前説明もなく、財界主導の「規制改革推進会議」の一方的で短期間の審議で押し付けられようとしていることは重大です。

「水産改革」法案の内容を知らされた漁民等からは、「現場の納得を得ないまま強行するのか」「海を企業に売り渡すのか」という政府への強い不信、怒りが噴出しています。

そこで質問しますが、政府に対し「水産改革」法案の拙速な成立はやめ、関係者に幅広く情報を提供し、意見を広く聞くよう要望すべきであります。見解を求めます。

3、エネルギー対策

（1）九電の太陽光発電出力抑制問題について質問します。九州電力は10月

13日、14日、20日、21日と土日の4日間と、11月3日、4日の2日間にわたり、太陽光発電送電網から切断する出力抑制を繰り返してきました。11月3日と4日には、風力発電も止められました。これまでの6六日間で再生可能エネルギーの出力抑制分は計478万キロワットに上ります。全国で初めてのことです。10月21日の実績値では、電力需要732万キロワットに対してマイナス93万キロワットの制御は需要の12%に当たります。報道では240万世帯分という数字もでています。

燃料費もCO2もゼロ、核のごみも出さない自然エネルギーをそれだけ捨ててしまったということになります。

一方で、九電は、川内原発と玄海原発の4基の原発をフル稼働させて、423万キロワットも出力をしています。原発1基をとめれば、太陽光エネルギーを捨てずに済んだはずで。

福島原発事故直後、すべての原発が停止しても、原発ゼロで、日本は1年11ヶ月間、猛暑の夏も電力不足に陥ることなく過ごすことができます。その後太陽光発電は、2012年時点に比べ7倍にも増えています。

そこで質問しますが、電力出力抑制は太陽光発電等ではなく、原発こそ抑制すべきです。関係機関に強く要求すべきです。見解を求めます。

(4) 国民健康保険について

11月1日、日本共産党は、「高すぎる国民健康保険料(税)を引き下げ、住民と医療保険制度を守ります」との、国民健康保険政策を発表しました。提案の内容を紹介しながら、質問させていただきます。

全国どこでも、高すぎる国民健康保険料(税)に住民が悲鳴をあげています。滞納世帯は289万、全加入世帯の15%を超えています。無保険になったり、正規の保険証を取り上げられるなど、生活の困窮で医療機関の受診が遅れたために死亡した事例など、深刻な事態も起こっています。高すぎる国保料(税)が国保制度の構造的な危機となり、医療保険制度としての持続性を揺るがしていること。

また国保加入者の平均保険料(1人当たり)は、政府の試算でも、中小企業の労働者が加入する協会けんぽの1.3倍、大企業の労働者が加入する組合健保の1.7倍という水準です。所得は低いのに保険料はいちばん高いという、不公平が生じています。

高すぎる保険料(税)問題を解決することは、住民の暮らしと健康を守るためにも、国保制度の持続可能性にとっても、社会の公平・公正を確保するうえでも、重要な政治課題となっていると指摘し、日本共産党の提案は、1 高すぎる国保料(税)を「協会けんぽ保険料」並みに引き下げること。2 国による保険料の免除制度をつくる――困ったときに、困った人を助ける国保制度にすること。3 無慈悲な保険証取り上

げや強権的な差し押さえをやめること。4安倍政権による国保「都道府県化」を利用したさらなる保険料値上げを許さない。の4本の柱からなっています。

(1) 高すぎる国保料(税)を「協会けんぽ保険料」並みに引き下げること。についてです。

大分市でも国保加入者(4人家族で夫婦40歳代・子供2人、収入400万円)で51万円です。協会健保では、保険料負担が会社と折半となるため、本人負担約24万円です。じつに2倍以上の格差が生じています。

また国保加入者一人当たりの課税標準額は、2009年の545,900円。2018年9月では479,600円と低下しています。

高すぎる保険料を引き下げ、国保の構造的な問題を解決するためには、公費を投入するしかありません。全国知事会、全国市長会、全国町村会なども、国保の定率国庫負担の増額を政府に要望し続けており、全国知事会は2014年には、公費を1兆円投入して、協会けんぽ並み負担率にすることを政府・与党に求めていました。

国保財政への公費負担は、国と都道府県で4.6兆円、そのうち国が75%、都道府県が25%を負担しています。これを1兆円増やせば、国保料(税)を協会けんぽ並みに引き下げることができます。財政力の弱い県には交付税措置などを検討します。

国保料(税)が、協会けんぽなどの被用者保険と比べて、著しく高くなる大きな要因になっているのは、国保にしかない「均等割」「平等割(世帯割)」という保険料算定です。

全国で「均等割」「平等割」として徴収されている保険料(税)額は、およそ1兆円です。公費を1兆円投入すれば、「均等割」「平等割」をなくすことができ、多くの自治体では、協会けんぽ並みの保険料(税)にすることができます。

そこで質問ですが、この提案について、市民部長の見解を求めます。

(2) 国による保険料の免除制度をつくる——困ったときに、困った人を助ける国保制度にすること。についてです。

現行の国保制度には、災害などで所得が激減した人の保険料を「一時的・臨時的」に免除する仕組みはありますが、常設の免除制度はありません。「一時的に困った人は助けるけれども、ずっと困っている人は助けない」という矛盾した制度になっています。

こうした制度のもと、所得が生活保護基準を下回る人に重い保険料が課されたり、所得が保護基準をギリギリ上回る「境界層」が、国保料(税)を払うことで所得が保護基準以下となるケースが全国で発生しています。生活困窮者の国保料(税)を免除し、その費用は国庫で補う国の制度をつくることを提案しています。

そこで質問しますが、この提案についての市民部長の見解を伺います。

(3)無慈悲な保険証取り上げや強権的な差し押さえをやめること。についてです。

滞納者からの保険証取り上げは、国民的な批判が高まり、減少していますが、正規の保険証が発行されない世帯での受診抑制による重症化・死亡事件が全国で起こっています。

国保料(税)滞納者に対する差し押さえは、2005年、国が「収納対策緊急プラン」などで取り立て強化を指示して以降、激増しています。全国では10年間で3倍、33万件を超えました。大分市でも、この6年間約700世帯から約900世帯が差し押さえとなっています。生活が苦しくて国保料(税)を滞納した人が、銀行に振り込まれた給与や年金の全額を差し押さえられ、さらなる窮迫に追い込まれる事例が後をたちません。

失業や病気、事業の不振などで国保料(税)が払えなくなった加入者に追い打ちをかけているのが、資格証明書の交付です。本市の交付数は2012年、2255件から2017年には、1465件と減少はしていますが、被保険者の受診抑制で命と健康を脅かしています。住民をさらなる貧困に追いやるようなことがあってはなりません。

そこで質問しますが、保険証取り上げの制裁措置を規定した国保法第9条を改正し、保険証の取り上げをなくすことは急務な課題と考えますが、市民部長の見解を伺います。

(4)安倍政権による「国保都道府県化」を利用したさらなる保険料値上げを許さない。ことについてです。

安倍政権は今年4月から、これまで市町村ごとに分かれていた国保の財政を都道府県に集約することなどを内容とする「国保の都道府県化」をスタートさせました。この最大の狙いは、市町村が一般会計から国保会計に繰り入れて行っている、自治体独自の国保料(税)軽減をやめさせ、その分を保険料に転嫁させることにあります。差し押さえなどの収納対策の強化、病院統廃合や病床削減による医療費削減なども推進するとしています。都道府県と市町村のこうした取り組みを政府が“採点”し、“成績の良い自治体”に予算を重点配分する仕組み(保険者努力支援制度)も導入されました。こうした政府のやり方をいっしょになって推進するのか、住民を守る防波堤となるのか、自治体の役割も問われています。改悪法は施行されましたが、厚生労働省は、「都道府県化」実施後も、「一般会計の繰り入れは自治体の判断でできる」「生活困窮者への自治体独自の軽減は問題ない」と答弁しています。

そこで質問しますが、本市の一般会計からの繰り入れ解消計画は撤回すべきです。市民部長の見解を求めます。